乙三五九九番　六号
乙三六〇〇番　七号から十号まで
乙三五九〇番　十一号
乙三六四九番一　十二号から十六号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱十七号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県日南市南郷町中村
字汁田　乙三五九四番　十七号から二十一号まで
ハ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
宮崎県日南市南郷町中村
字汁田　乙三五九六番
乙三六〇一番から乙三六〇四番まで
乙三六〇六番
乙三六一〇番及び乙三六一一番
乙三六一一番二
乙三六一四番
乙三六一六番
乙三六二九番及び乙三六三〇番
乙三六三二番
乙三六三四番
乙三六三九番から乙三六四一番まで

○国土交通省告示第百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三尾東谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
和歌山県日高郡美浜町大字三尾
字磯辺　七番
一一番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県日高郡美浜町大字三尾
字磯辺　一一番　一号から三号まで
五番一　四号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
和歌山県日高郡日高川町大字伊藤川
字家ノ向　一四八番一
字山ノ神　一四九番及び一五〇番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県日高郡日高川町大字伊藤川
字下向　三七番　一号
四〇番一　二号
字山ノ神　一五〇番　三号
一四九番　四号
字堂ノ谷　三二番一　五号
字堂ノ下　三五番三　六号
三四番二　七号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
江ノ隅谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
和歌山県日高郡日高川町大字平川
字江ノ隅　一〇〇三番一及び一〇〇三番二
一〇〇五番及び一〇〇六番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
和歌山県日高郡日高川町大字平川
字江ノ隅　三五一番一　一号
三五五番　二号
三五七番一　三号及び五号
三五七番二　四号
一〇〇三番一　六号
一〇〇五番　七号
一〇〇七番三　八号から十号まで
三五八番一　十一号及び十二号

○国土交通省告示第百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
法ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の道路敷及び河川敷
鳥取県八頭郡八頭町日下部
字法ノ谷口　七八六番から七八八番まで
七八九番一及び七八九番二
七九〇番及び七九三番
字法ノ谷
一五四八番一から一五四八番三まで
一五五〇番から一五五四番まで
一五五六番及び一五五七番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県八頭郡八頭町日下部
字法ノ谷口　七七九番　一号
七八七番　二号
字法ノ谷　一五五六番　三号
字光明寺　一五五九番二　四号
字下屋敷　七九四番一　五号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の道路敷及び河川敷
鳥取県八頭郡八頭町日下部
字宮ノ谷　一五三七番
一五三八番一及び一五三八番二
一五三九番及び一五四一番
一五四三番及び一五四四番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県八頭郡八頭町日下部
一五三六番一　一号
一五三六番　二号
一五三七番　三号及び四号
一五四四番　五号
字宮ノ谷口　七七二番　六号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の道路敷及び河川敷
鳥取県八頭郡智頭町木原
字飛谷　九七番から一〇〇番まで
字鳶谷　二二〇番一から二二八番まで
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
稗谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の道路敷及び河川敷
鳥取県八頭郡智頭町木原
字奥谷　一〇一番から一〇六番まで
字稗田谷　二二九番から二四〇番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域及び本号三に掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県八頭郡智頭町木原
字前田　八一番　九号及び十号
八七番二　二号
九六番三　三号
九六番四　八号
字飛谷　九七番　七号
字奥谷　一〇一番　五号
一〇二番　六号
字稗田谷　二三八番　四号
字前田　三五〇番　一号
三五七番　十一号

○東北地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男